

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>「3. 措置の内容」に関して、UV-328 については、政令で指定された用途（エッセンシャルユース）を設けることなく、使用を禁止するとあるが、使用禁止にあたって、閾値等の設定はあるのか。</p>	<p>第一種特定化学物質の規制の適用に当たって閾値は設けられておりません。</p> <p>なお、副生した第一種特定化学物質については、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減している等と認められる場合は、第一種特定化学物質として取り扱わないこととしています（※1）。</p> <p>※1. 副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）平成 31 年 3 月 29 日 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/classspecified/190329bat_oshirase.pdf</p>
2	<p>ストックホルム条約では製造・使用の禁止への適用除外項目があるのに対して、国内法案ではそこが配慮されていない。近年のサプライチェーンで海外調達も切っても切れないものであり、国際条約における決定事項と異なる国内法の措置は、事業者に大きな負担を強いることになる。</p> <p>また、国内法の検討段階では国内の製造がすでに無いことなどの事情をあげていたが、それは欧米諸国でも同様であり、生産国から特殊用途の製品を製造・輸入している状況は変わらない。まして除外項目は家屋などに使われる可能性のない分野での使用であり、過剰な法規制は日本の競争力を削ぐ一因とも言える。</p>	<p>化審法における第一種特定化学物質は、自然的作用により環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人又は高次捕食動物に対して長期毒性を有するものであることから、ひとたび環境中に排出されると、環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康や生活環境動植物に係る被害を生じるおそれがあるものであることから、その製造・輸入について許可制とするとともに、環境汚染を生じるおそれのない一定の用途以外の使用を認めない等の厳格な管理を行うこととしています。</p> <p>その上で、第一種特定化学物質の使用については、他の化学物質に代替が困難で、かつ第一種特定化学物質の使用によって環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないとして、政令で定める限定的</p>

<p>交換部品等での禁止は代替部品の高価格化などが懸念され、自動車なども含まれていることから、一般への経済的な影響も憂慮される。</p> <p>以上の理由から、国際条約と同様の除外項目を設定して頂きたい。</p>	<p>な用途での使用のみを例外的にエッセンシャルユースとして認めています。</p> <p>ストックホルム条約で規定された用途においてデクロランプラス及び UV-328 の使用を適用除外とする必要があるかどうかについては、ご意見を踏まえ検討いたします。</p>
--	---

3	<p>メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328 が使用されている医療機器製品の輸入の禁止については、5年程度の適用除外期間を設けることが適切であると考えます。</p> <p>なお、当該化学物質が他の物質により置き換わるまでの間は製品の製造に必須かつ微量であり、使用後は医療廃棄物として適切に処理されることを勘案して、エッセンシャルユースへの指定についてもご検討いただきたい。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で定める医療機器の輸入については、化審法第55条において、化審法上の規制は適用除外となっておりますので、化審法でその輸入の是非を規定することはございません。</p>
---	---	--

4	<p>法令の施行日について デクロンプラスおよびUV-328を含む接着剤が変更の事前承認が必要となる特殊用途に使用されており、代替品の検討は進めているが、2024年秋までにすべての置き換えを完了するのは難しいため、施行日を1年猶予していただきたい。</p> <p>政令で定める製品について デクロンプラスおよびUV-328を含む接着剤は製品としても禁止物質に該当するが、その接着剤を使用した硬化済みの部品は、使用継続が可能との認識か。</p>	<p>令和5年11月17日の3省合同審議会資料（※1）のとおり、令和6年秋以降の施行予定としています。</p> <p>なお、デクロンプラス及びUV-328が含まれる接着剤は、今後、第一種特定化学物質が含まれる場合に輸入が禁止される製品として政令で指定される予定ですが、既に接着剤が使用され硬化した「硬化済みの部品」の使用といった、「製品の使用」については、規制は適用されません。</p> <p>※1 令和5年11月17日の3省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p>
5	<p>規制予定の化学物質を使用しない諸方への切替およびユーザー認証に時間を要するため、今秋の使用禁止期限を延長いただきたい。</p>	<p>令和5年11月17日の3省合同審議会資料（※1）のとおり、令和6年秋以降の施行予定としています。</p> <p>なお、デクロンプラスが使用された機器や部品の使用については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p> <p>※1 令和5年11月17日の3省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p>

6	<p>デクロンプラスを航空宇宙、宇宙及び防衛産業の用途に使用してきたところ、その廃絶に向けて鋭意取り組んできているが、廃絶の完了にはあと数年かかる見通しである。デクロンプラスの航空宇宙、宇宙及び防衛産業の用途への使用に関して、効力発行日から5年は適用除外とすることを認めて頂きたい。</p>	<p>航空宇宙、宇宙及び防衛産業の用途においてデクロンプラスの使用を適用除外とする必要があるかどうかについては、ご意見を踏まえ検討いたします。</p>
---	---	---

<p>7</p> <p>航空宇宙、宇宙及び防衛産業等の用途で使用する製品において難燃剤としてデクロンプラスを含有する断熱材を使用しており、必要な高い耐熱性を得るには、現時点ではデクロンプラスしか使用できるものがない。現在、デクロンプラス代替品の検討を行っているところであり、デクロンプラス代替品の開発にはまだ数年が必要と見込まれる。さらに、デクロンプラス代替品を開発した後、性能の評価試験を行うため、代替化完了までには今後5年程度の期間がかかると考えている。そのため、代替断熱材の開発が完了するまでは、断熱材の製造を継続したいと考えている。</p> <p>令和6年秋よりデクロンプラスの使用が禁止されると、製品の製造面で大きな問題が生じることが想定されるため、航空宇宙、宇宙及び防衛産業等の断熱材用途を政令で指定された用途（エッセンシャルユース）とし、使用に限定して5年間程度の適切な適用除外期間を設けて頂きたい。</p>	<p>航空宇宙、宇宙及び防衛産業等の断熱材用途においてデクロンプラスの使用を適用除外とする必要があるかどうかについては、ご意見を踏まえ検討いたします。</p>
---	---

現法案「3. (2) 政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止。次の製品で当該化学物質が使用されているものの輸入を禁止する」の表中「・電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル」におけるデクロランプラス（以下、「DP」と言う）含有品の令和6年秋以降の輸入禁止の適用を延期いただきたい。

弊社製品にはDPを含有した部品を搭載しており、当該部品のDP不含有品は供給が始まったが安定供給には至っていないため、DP不含有品への切り替え前に輸入が禁止となった場合、製品供給に支障がでることになり、国内の社会インフラ、自動車産業及び主要産業へ影響を与える。

第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しなければ当該製品の使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがある場合には、当該製品を輸入禁止製品として指定します。

なお、令和5年11月17日の3省合同審議会資料（※1）の資料で示したスケジュールのとおり、令和6年秋以降の施行を見込んでいます。

また、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室HPに掲載の「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」（※2）において、今後公表する予定です。

※1 令和5年11月17日の3省合同審議会資料

https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anken_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf

※2 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html

9	<p>化審法におけるデクロンプラスの措置に関して、デクロンプラスが使用されている機器とその部品について1年間の適用除外期間を設定する必要がある。</p> <p>令和5年11月17日の3省合同審議会の資料1-1より、「我が国においては、条約で適用除外とされた用途を含めて、令和6年末頃までにデクロンプラスから他の物質・技術への代替が完了する見込みである」とのことだが、技術的な目途はあるものの、代替部品の供給能力に限りがあり、短期間で全ての対象品の切替が困難な状況である。</p> <p>また、現在デクロンプラスが使用されている機器とその部品においては、旧型補給品、レガシースペーパーパーツや一括残置品を多数保有するため、それらを使用できなくなることにより、廃棄物が大量に発生する。</p> <p>令和5年11月17日の3省合同審議会の資料1-3の「環境濃度を基にした暴露量とデクロンプラスの毒性データを基にした人の有害性評価値・予測無影響濃度を比較し、現時点では、リスク懸念箇所は確認できなかった」とのことより、これらの旧型補給品、レガシースペーパーパーツや一括残置品を使用できるよう1年間の適用除外を設定することができ、1年の適用除外期間の中で順次代替が可能になると共に、廃棄物の大量発生を抑え、トータルで環境負荷の少ない代替が可能となり、カーボン排出量を削減できると考える。</p>	<p>デクロンプラスが使用されている「機器とその部品の使用」については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p>
10	<p>規制予定の化学物質を含む製品はSPEC指定で航空機の床板に使用されている。Supplierより代替品の開発に時間が掛かる可能性があると同っており、国内外の人々への影響を最小限にする為に施行を2025年秋まで延長していただきたい。</p>	<p>規制予定の化学物質が含まれる「製品の使用」については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p>

<p>「3. (2) 政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止」に関して、第一種特定化学物質が使用された製品の輸入禁止の適用時期を令和6年度末まで延期していただきたい。</p> <p>「3. (3) 政令で指定された用途（エッセンシャルユース）以外の使用の禁止」に関して、POPs条約第11回締結国会議において決定された除外規定を、国内においても政令で指定された用途（エッセンシャルユース）として令和11年度末まで適用していただきたい。</p> <p>今回指定される物質は、航空、宇宙、医療、自動車などの極めて使用条件が厳しい製品に使用されている。それらは、厳しい使用条件において所定の性能を発揮できるよう、個々の製品に対して材料や形状を専用設計や限界設計とし、様々な試験を繰り返し行って適合性を確認することで、初めて実用に供している。</p> <p>現在、弊社でも当該物質の代替化を進めているが、なかなか同等性能の物質が見つからず、それを実用化するには再度様々な試験を行う必要があるため、完了までにさらに数年はかかる見込み。法律改正が今回提示された措置（案）通りに行われた場合は、代替化が間に合わない製品が発生してしまい、様々な影響が懸念されるため、代替化の対応が完了するまでの間、適用時期の延期や除外規定の適用をお願いしたい。</p>	<p>輸入禁止製品については、第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しなければ当該製品の使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがある場合には、当該製品を輸入禁止製品として指定します。</p> <p>なお、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室HPに掲載の「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」(※1)において、今後公表する予定です。</p> <p>また、化審法における第一種特定化学物質は、自然的作用により環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人又は高次捕食動物に対して長期毒性を有するものであって、ひとたび環境中に排出されると、環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康や生活環境動植物に係る被害を生じるおそれがあるものであることから、その製造・輸入について許可制とするとともに、環境汚染を生じるおそれのない一定の用途以外の使用を認めない等の厳格な管理を行うこととしています。</p> <p>その上で、使用については、他の化学物質に代替が困難で、かつ第一種特定化学物質の使用によって環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないとして、政令で定める限定的な用途での使用のみを例外的にエッセンシャルユースとして認めています。</p> <p>航空宇宙、宇宙及び防衛産業等の断熱材用途においてデクロランプラスの使用を適用除外とする必要があるかどうかについては、ご意見を踏まえ検討いたします。</p>
---	--

※1 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/
todoke/import.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html)

<p>12</p> <p>補修用性能部品は製造業表示規約の「補修用性能部品表示対象品目と保有期間」に従い、長期間（弊社製品の場合6～8年）の保有義務が課されている。 https://www.eftc.or.jp/code/notation/notation_table3.php</p> <p>長期間保有することから補修用性能部品の代替えには以下の課題がある。</p> <p>課題①：代替えの困難さ</p> <ul style="list-style-type: none">・保有期間を遡ると既に生産終了している古い製品が数多く存在する。生産終了済み製品（特に古い製品）は部品も生産終了しているものが多く、特に汎用部品ではないカスタム部品については新たに部品メーカーと協働して代替部品を新規に開発することが困難である。 <p>代替部品の開発が不可能な場合は製品の補修ができなくなり製品を廃棄することに繋がる。</p> <p>課題②：部品在庫廃棄</p> <ul style="list-style-type: none">・長期間の補修を保証するために将来分の部品在庫（含有部品）を保有しており、規制日以降使用できない場合、部品の廃棄が発生する。 <p>以上のことから、補修用性能部品も措置の対象となれば、補修用性能部品や製品の廃棄に繋がり、資源有効利用の観点ではよくないため、補修用性能部品は措置の対象外とすべき、少なくとも生産終了済み製品の補修用性能部品は対象外、もしくは猶予期間を設定するのが妥当と考える。</p>	<p>デクロランプラスが使用されている「補修用性能部品の使用」については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p>
--	---

13	<p>POPs 条約、COP11 では除外規定が設けられているが、日本ではこの除外が設定されないという論議がされている。</p> <p>現在、自動車向けの液晶部品を扱っており、UV-328 の切り替えは順次進めているが、自動車部品の評価には長い時間がかかる。特に添加剤の変更は、長期の使用後影響が出る事例もある。また、在庫品の管理などもあり、上流メーカーが対応しても、エンドユーザー切り替えまでのリードタイムは長くなる。新規車種への UV-328 不使用は実行するが、すでに量産している車両にはもう少し猶予をいただきたく POPs 同様、自動車および液晶 TAC フィルムの適応除外をご検討いただきたい。</p>	<p>UV-328 が使用されている「自動車向けの液晶部品の使用」については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p>
14	<p>本法改正の背景であるストックホルム条約では偏光器内部のトリアセチルセルロース製 (TAC) フィルムについては除外用途として挙げられている。これは現時点において UV-328 を含むプラスチック用紫外線吸収剤を使用した偏光器内部の TAC フィルムが市場に多く流通しており、猶予期間のない切り替えを求めることが難しい状況を考慮した措置であると考えられる。プラスチックの紫外線吸収剤の代替が進められていることを理由として適用除外用途を設ける必要ない旨が令和 5 年 11 月 17 日の 3 省合同審議会で検討されているが、UV-328 を含むプラスチック用紫外線吸収剤を使用した偏光器内部の TAC フィルムを部品に含む液晶パネルの代替が進むのは紫外線吸収剤自体の代替時点からさらに後の時点であり、化審法が施行される令和 6 年秋までの代替完了は難しい状況であると考えられる。</p> <p>そのため、UV-328 を含むプラスチック用紫外線吸収剤を使用した偏光器内部の TAC フィルムを部品に含む液晶パネル、もしくは当該液晶パネルを構成部品に含むテレビやパソコンモニターは、プラスチック用紫外線吸収剤そのものではないため、それらの製品の輸入が法第 24 条の第一種特定化学物質使用製品の輸入に該当し</p>	<p>輸入禁止製品については、第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、今後とも輸入される蓋然性が否定できず、当該製品の輸入を制限しなければ当該製品の使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがある場合には、当該製品を輸入禁止製品として指定します。</p> <p>その詳細については、該当する輸出統計品目番号 (HS コード) を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室 HP に掲載の「(お知らせ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」(※1) において、今後公表する予定です。</p> <p>UV-328 が使用されている「偏光器内部の TAC フィルムの使用」については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p> <p>※1 化審法に係る化学物質の輸入通関手続等について</p>

	<p>ないことを Q&A 等でわかるように示していただきたい。 もしくは適用除外用途として「偏光器内部の TAC フィルム」を定めていただきたい。</p>	<p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html</p>
15	<p>弊社製品の一部の部品に UV-328 が含有されており、令和 5 年 11 月 17 日の 3 省合同審議会では、「2024 年春以降に公布、2024 年秋以降に施行」とあるが、2024 年秋になれば、含有する製品は輸入が出来なくなるだけでなく含有される製品は全て使えなくなるのか。</p>	<p>UV-328 が使用されている「製品の使用」については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。</p>

16	UV-328 を含む製品を使用しているが、該当製品は海外メーカーのライセンス品であるため、廃止や変更は事実上できない。政令で指定された用途（エッセンシャルユース）を設け、その中に防衛用途を含めていただきたい。	UV-328 が使用されている「製品の使用」については、「第一種特定化学物質が使用されている『製品の使用』」に該当するため、第一種特定化学物質の使用に係る規制は適用されません。
17	現在弊社が使用している液晶パネル用の偏光板の一部（TAC フィルム中の紫外線吸収剤：POPs 条約上の適用除外用途）に UV-328 が使用されており、代替に向けての準備中であるところ、あくまで個人的な意見で非常に恐縮だが、規制開始予定の 2024 年秋までに全ての準備（客先及びそのエンドユーザーまで含めた評価終了）が整うか不安でならない。可能であるならば、TAC フィルムメーカーに対して状況確認いただきたい。	調査を行った限り、TAC フィルムメーカーからは代替可能と聞いていますが、個社間の個別の状況に関しては、お答えしかねます。
18	根拠法令条項の第二条第二項が概要の参考条文に記載がないのはなぜか。	今回は参照条文を全て記載していませんが、行政手続法に基づくパブリックコメントの際には記載するよう検討いたします。
19	本改正の対象となる政令の条項は何か。	今回は参照条文を全て記載していませんが、行政手続法に基づくパブリックコメントの際には記載するよう検討いたします。

20	<p>名称に含まれる化学物質が対象であり、CAS や化審法番号で示されない物質もあると理解しているが、参考情報がないと CAS 等の情報がない＝自社取り扱い品での含有有無の調査はしない（できない）と判断されてしまう可能性も懸念され、微量でも指定物質が含有する場合は規制対象になると思うので、あくまで参考情報であると示した上で CAS 等識別できる情報の提示をして頂きたい。</p>	<p>CAS 番号、化審法番号は、令和 5 年 7 月 21 日の 3 省合同審議会における資料 1（※）で掲載しております。また、第一種特定化学物質指定後は、NITE-CHRIP や J-CHECK で公表予定です。</p> <p>※令和 5 年 7 月 21 日の 3 省合同審議会資料 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2023_02_01_01.pdf</p>
----	--	--

以下このような個別のご意見がございました。

	御意見の概要
21	賛成します。